

京都自動車  
健康保険組合

# 健・保・通・信

2013年 春号 No.156

- 平成25年度予算
- 疾病予防と健康づくり事業
- 保健事業の年間スケジュール表
- 標準報酬・保険料月額表



ホームページ <http://www17.ocn.ne.jp/~carkenpo/new.html>

# 平成25年度予算が 決まりました

予算総額……………	27億964万円
一般勘定……………	24億9,552万円
介護勘定……………	2億1,412万円

京都自動車健康保険組合の平成25年度予算案が、去る2月15日  
第126回組合会において可決承認されましたので、お知らせします。

## 健康保険の予算概要

平成25年度の予算編成にあたっては、平成24年度収支決算見込みを基礎として算定しました。

保険料収入の基礎となる「被保険者数」は前年度より97人減の5,153人を、「平均標準報酬月額」は不況の影響等を考慮し、前年度より4,000円増の324,000円を、「賞与」は2.27ヶ月と見込みました。

収入では、上記基礎数値を基に、現行保険料率9.4%を乗じた結果、前年度より4百88万円減の22億3千6百万円の保険料収入を見込んでいます。

支出では、「保険給付費(医療費含)」は、家族の医療費が減少し、本人の医療費がほぼ横ばいの状況から前年度より3百70万円の減額で12億7千2百万円と見込んでいます。

高齢者医療費にかかる納付金等については、「前期高齢者納付金」が前期高齢者の医療費が減少したことにより前年度比7千4百万円の減額で3億3千8百万円、「後期高齢者支援金」が高齢者の増加により前年度比2千2百万円の増額で5億6千9百万円、「退職者給付拠出金」が前年度比5百万円増の1億1千3百万円となり、支出合計では前年度比4千5百万円減の24億9千万円と見込みました。

以上により本年度の予算編成は、保険料収入が22億3千6百万円に対し、支出総額が24億9千万円になり、不足分2億5千4百万円については別途積立金等から賄うことになりました。

## 介護保険の予算概要

収入では、現行保険料率1.4%による介護保険料収入は1億9千7百万円となりました。支出では、介護納付金が1千7百万円増の2億1千3百万円となりますが、繰越金・繰入金から1千6百万円を充当し、現行の介護保険料率を維持することといたしました。

# 平成25年度 収入支出予算概要

## ●健康保険分

収入 (千円)	保険料	2,206,887
	国庫負担金	1,126
	調整保険料	28,345
	繰越金	97,086
	繰入金	122,256
	国庫補助金	619
	財政調整事業交付金	36,563
	雑収入	2,634
合計	2,495,516	

支出 (千円)	事務費	59,921
	保険給付費	1,272,226
	納付金	1,020,932
	前期高齢者納付金	338,403
	後期高齢者支援金	569,000
	その他(退職者給付等)	113,529
	保健事業費	77,468
	還付金	561
	財政調整事業拠出金	28,345
	積立金	3,000
	連合会費・その他	1,923
	予備費	31,140
合計	2,495,516	

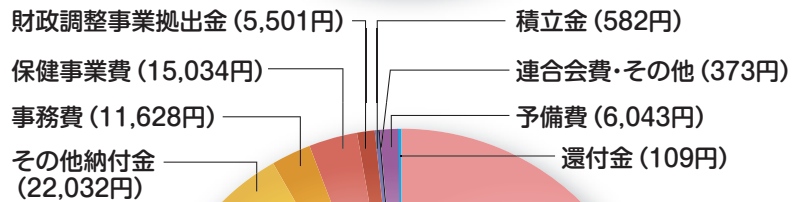
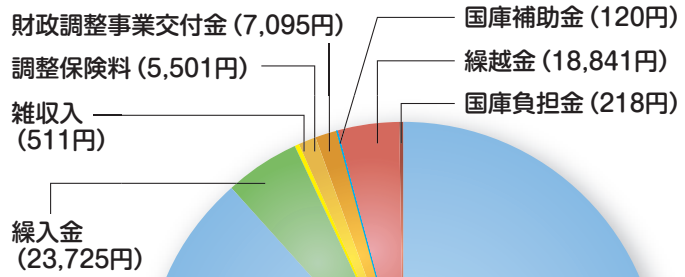
経常収支差引額 ▲225,028千円

## ●介護保険分

収入 (千円)	保険料	197,518
	繰越金	8,929
	繰入金	7,665
	雑収入	3
合計	214,115	

支出 (千円)	介護納付金	213,983
	還付金	132
合計	214,115	

## 被保険者1人当たりでみると



## 予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 / 5,153人 (男性 / 4,509人、女性 / 644人)
- 平均標準報酬月額 / 324,000円 (男性 / 337,314円、女性 / 234,081円)
- 平均年齢 / 39.75歳 (男性 / 40.27歳、女性 / 36.08歳)
- 被扶養者数 / 6,174人
- 健康保険料率 / 1,000分の94 (事業主 / 1,000分の49 被保険者 / 1,000分の45)
- 一般保険料率 / 1,000分の92.81 (事業主 / 1,000分の48.38 被保険者 / 1,000分の44.43)

- 基本保険料率 / 1,000分の49.87 (事業主 / 1,000分の25.95 被保険者 / 1,000分の23.92)
- 特定保険料率 / 1,000分の42.94 (納付金等の支払いにかかる保険料率) (事業主 / 1,000分の22.43 被保険者 / 1,000分の20.51)
- 調整保険料率 / 1,000分の1.19 (事業主 / 1,000分の0.62 被保険者 / 1,000分の0.57)
- 介護保険の対象となる被保険者数 / 3,458人
- 調整保険料率 / 1,000分の14 (事業主 / 1,000分の7 被保険者 / 1,000分の7)

# 疾病予防と健康づくり事業

当健康保険組合では、毎年被保険者や被扶養者の皆様の健康づくりに役立つ事業として、疾病予防のための健診を中心に保健指導等の事業を実施しています。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

## 特定健康診査・特定保健指導の実施

平成20年4月より医療制度改革の一環として、40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象に、脂質異常・高血圧・高血糖などのメタボリックシンドローム予防の観点から、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

つきましては、当健康保険組合におきましても、次のとおり特定健康診査・特定保健指導を実施いたします。皆様の健康管理の一助として、この機会にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健診等でメタボリックシンドローム予備軍

または有病者と判定された方につきましては、後日、特定保健指導を受けていただくこととなりますので併せてお願い申し上げます。メタボリックシンドロームのリスクの軽減・改善を目的に、専門家による効果的な保健指導を実施します。

この事業による個人のプライバシーに関する事項は、一切外部には漏れませんので、安心してご活用いただきますようご案内いたします。

また、不明な事項等がございましたら当健康保険組合までお尋ねください。

## 特定健康診査実施要項

- 対象者 40歳以上の者(平成26年4月1日までに順次40歳に達する者)から74歳までの被扶養者。
- 一部負担金 無料
- 利用回数 年度内1回を限度とする。ただし、同年度内に巡回家族健診や人間ドックを受診された方、または受診を予定されている方は除く。
- 実施医療機関 集合契約で特定健康診査を実施している医療機関については実施可能です。なお、京都の医療機関については当組合ホームページに掲載しています。
- 申込方法 ①受診希望者は個人で特定健康診査実施医療機関に予約してください。  
②予約後、特定健康診査申込書に必要事項を記入のうえ、事業所の健康保険事務担当者を通じて当組合に申し込んでください。  
③申込書提出後、当組合より受診券を発行します。
- 受診方法 当組合発行の受診券と被保険者証を受診当日に医療機関窓口へ提出のうえ、受診してください。

## 特定保健指導実施要項

- 対象者 健診の結果から、腹囲もしくはBMIが基準値以上であり、かつ、脂質異常・高血圧・高血糖のリスクおよび喫煙歴(前記リスクが1つ以上ある場合にのみカウント)が1つの場合「動機づけ支援」、2つ以上の場合「積極的支援」に該当。ただし、治療中の方は除く。
- 受診方法 ①当組合から利用券を発行し、原則健診を受診された医療機関において特定保健指導を受けてください。  
②健診を受診された医療機関で特定保健指導の実施が困難な場合は、当組合に連絡をいただきましたら、当組合の委託保健指導機関(株式会社ユーアンドアイ)に連絡し、特定保健指導を実施いたします。この場合は委託保健指導機関と相談のうえ、自宅訪問または会場において受診していただきます。
- 評価 「動機づけ支援」および「積極的支援」とも6ヶ月後にアンケートなどにより効果判定をします。
- 費用 無料

# 保健事業の年間スケジュール表

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健康 調査事業	*対象者 40歳（平成26年4月1日までに順次40歳に達する者）から74歳までの被扶養者 ①申込書受付 ②受診券発行（送付） ③健診実施医療機関で受診（自己負担無料） ④情報提供											
特定保健指導事業	*対象者 メタボリックシンドローム予備軍、有病者（内臓脂肪型肥満）該当者（治療中の方は除く） ①当組合で階層化して優先順位作成 ②案内文と保健指導利用券を発行（送付） ③保健指導実施機関で受診します（自己負担無料） (ア) 動機づけ支援 原則1回の支援。医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者による面接指導と6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確認評価します。 (イ) 積極的支援 3ヶ月以上複数回にわたって継続して支援。医師等による面接指導。行動目標・支援計画の作成。6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確認評価します。											
疾病 予防 費	人間ドック	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	生活習慣病健診	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	巡回家族健診	実施医療機関、自己負担金（別表1（6ページ）参照）										
	がん検診PET検査補助	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	PET検査+人間ドック	年間随時受付（別表1（6ページ）参照）										
	大腸がん検診										郵送による検診で実施 自己負担金は無料	
	子宮頸がん検診											
インフルエンザ 予防接種補助	各自医療機関で接種											
保健指導 宣伝費	新入社員向冊子										4月入社の新入社員 全員に社会保険に 関する冊子を配布	
	産婦向冊子	出産された被保険者および被扶養者を対象に「赤ちゃん和妈妈」を産後1年間配布										
	事務連絡会（健康保 険事務担当者対象）	算定基礎届に 関する説明会										
	健康づくり講習会	生活習慣病予防等 について専門講師 による講習会（予定）										
	医療費通知						該当被保険者全員に配布			該当被保険者全員に配布		

## 健康保険料、介護保険料の料率について

京都自動車健康保険組合の平成25年度の健康保険料率、介護保険料率については、平成24年度より変更はありません。

### ●健康保険料率および介護保険料率の負担割合（単位：千分率）

健康保険料率			介護保険料率		
事業主	被保険者	計	事業主	被保険者	計
49.0	45.0	94.0	7.0	7.0	14.0

## 組合会議員の就退任のお知らせ

下記の方が当健康保険組合の組合会議員に就任されました。

### ●互選議員

山本 隆司氏（一般財団法人 日本自動車査定協会京都府支所）  
任期 平成25年2月6日から平成26年3月31日まで

### ●互選監事

小阪 樹久通氏（京都日産自動車株式会社）  
任期 平成25年2月15日から平成26年3月31日まで

### ●互選理事

今井 寿氏（株式会社 京滋マツダ）  
任期 平成25年2月15日から平成26年3月31日まで

下記の方が当健康保険組合の組合会議員を退任されました。

### ●互選議員

田川 禎一氏（一般財団法人 日本自動車査定協会京都府支所）  
就任期間 平成18年6月20日から平成24年12月31日まで  
長年にわたり、組合運営にご尽力頂き厚くお礼申し上げます。

当健康保険組合の設立事業所に加入

- 事業所名 相互車体株式会社 加入年月日 平成24年9月21日
- 事業所名 株式会社ファーレン古都 加入年月日 平成25年1月1日

当健康保険組合の設立事業所より削除

- 事業所名 松竹自動車株式会社 削除年月日 平成24年11月1日

## 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項により当健康保険組合の平成24年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額（327,199円）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなし、標準報酬月額を次のとおり定め、平成25年4月1日から適用する。

▶ 320,000円

別表1

対象者は35歳以上の被保険者および被扶養者(家族)。  
 特定健診については、40歳以上の被扶養者に限る。

○が実施項目

検診車による  
巡回検診

実施医療機関	電話番号	人間ドック(上段:コース名、下段:自己負担金)										生活習慣病 健診 2,500円 消化器 700円	巡回検診 4,000円	所在地
		一泊 ドック	外来 ドック	外来+脳 MRIドック	脳MRI ドック	脳 ドック	生活習慣 病ドック	PET 検診	外来+ PET	特定 健診	胃部検 査選択			
		20,000 円	8,000 円	15,000 円	7,000 円	10,000 円	4,000 円	注1	注2	無料				
社会保険京都病院	075-441-6101	○ 木のみ	○	○	○		○			○	■			北区
明石病院	075-313-1453	○	○							○	●			下京区
安達消化器科・内科病院	075-712-5558											○		左京区
宇治川病院	0774-22-1335	○	○								□ 金のみ			宇治市
大津赤十字病院	077-522-5165	○	○	○						○	●			大津市
大澤クリニック	075-256-7355		○							○	□ 月、金のみ			中京区
京都桂病院	075-392-3501	○	○	○		○ (木)					●			西京区
京都きづ川病院	0774-54-1116	○	○	○	○	○	○			○	●			城陽市
京都工場保健会	075-823-0530	○	○	○	○					○	●	○	◎	中京区
京都四条病院	075-361-5471											○		下京区
京都第一赤十字病院	075-561-1121	○	○								●			東山区
京都第二赤十字病院	075-212-6151	○	○							○	●			上京区
京都予防医学センター	075-811-9137		○							○	●	○		中京区
近畿健康管理センター	077-551-0500		○							○		○		栗東区
山科武田ラクト健診センター	075-581-6696	○	○							○				山科区
済生会京都府病院	075-955-0111	○	○								●			長岡京市
御池クリニック	075-823-3080		○	○		○		○			●			中京区
四条烏丸クリニック	0120-012-770		○								●			中京区
澤田医院	0773-62-1399											○		舞鶴市
蘇生会総合病院	075-621-3101		○	○	○	○				○	●			伏見区
向日回生病院	075-934-6881		○							○	□ 木、金のみ			向日市
武田総合病院	075-572-6976	○	○											伏見区
武田病院健診センター	075-365-0825	○	○	○	○				○ 外来	○				下京区
武田病院画像診断センター	075-361-1680							○	○ PET					下京区
帝国ホテルクリニック	06-6881-4000	○	○											大阪市
西村診療所	075-365-3339	○	○								●			下京区
舞鶴赤十字病院	0773-75-1920	○	○	○						○	●			舞鶴市
三菱京都病院	075-381-2111		○							○	●			西京区
明治国際医療大学附属病院	0771-72-1221	○	○							○	□ 金のみ			南丹市
大和健診センター	075-256-4141	○	○		○						□ 月、火、水、木			中京区
洛和会音羽病院	075-593-7774	○	○							○	●	○		山科区
済生会滋賀県病院	077-552-9806	○	○	○		○								栗東市
公立甲賀病院	0748-65-1612	○	○	○		○					●			甲賀市
滋賀保健研究センター	0120-35-9997	○	○											野洲市

[注] ●印…胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。  
 □印…曜日により胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。  
 ■印…条件付きで胃部検査がバリウムと胃カメラが選択できる機関。  
 ◎印…京都工場保健会がとりまとめて実施。  
 無印…胃部検査はバリウムのみ実施。

●施設窓口負担

注1	御池クリニック	PETベーシックコース 79,750円
	武田病院画像診断センター	PET-CTコース 74,500円
注2	武田病院健診センター	外来ドック+PET-CT 55,200円

# 4月は 進学・就職の時期です

被扶養者で学生等の方々が、就職などで新しく健康保険証をもらった場合は、5日以内に事業所を通じて当組合まで、被扶養者異動届に保険証を添えて提出してください。

また、被扶養者が進学などにより別居される場合は、住所変更の届け出を併せてお願いいたします。

被扶養者  
異動届を  
お忘れなく



## 家庭常備薬の有償斡旋事業

被保険者ならびにご家族の方々の疾病予防・応急手当等の一助として、家庭常備薬の有償配付を実施します。

実施時期

6月・11月



# 健康保険標準報酬・保険料月額表

等級	標準報酬		報酬月額	健康保険料			介護保険料			合計		
	月額	日額		事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計
				49/ 1000	45/ 1000	94/ 1000	7/ 1000	7/ 1000	14/ 1000	56/ 1000	52/ 1000	108/ 1000
健保	円	円	円以上 円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	1,930	～ 63,000	2,842	2,610	5,452	406	406	812	3,248	3,016	6,264
2	68,000	2,270	63,000～ 73,000	3,332	3,060	6,392	476	476	952	3,808	3,536	7,344
3	78,000	2,600	73,000～ 83,000	3,822	3,510	7,332	546	546	1,092	4,368	4,056	8,424
4	88,000	2,930	83,000～ 93,000	4,312	3,960	8,272	616	616	1,232	4,928	4,576	9,504
5	98,000	3,270	93,000～ 101,000	4,802	4,410	9,212	686	686	1,372	5,488	5,096	10,584
6	104,000	3,470	101,000～ 107,000	5,096	4,680	9,776	728	728	1,456	5,824	5,408	11,232
7	110,000	3,670	107,000～ 114,000	5,390	4,950	10,340	770	770	1,540	6,160	5,720	11,880
8	118,000	3,930	114,000～ 122,000	5,782	5,310	11,092	826	826	1,652	6,608	6,136	12,744
9	126,000	4,200	122,000～ 130,000	6,174	5,670	11,844	882	882	1,764	7,056	6,552	13,608
10	134,000	4,470	130,000～ 138,000	6,566	6,030	12,596	938	938	1,876	7,504	6,968	14,472
11	142,000	4,730	138,000～ 146,000	6,958	6,390	13,348	994	994	1,988	7,952	7,384	15,336
12	150,000	5,000	146,000～ 155,000	7,350	6,750	14,100	1,050	1,050	2,100	8,400	7,800	16,200
13	160,000	5,330	155,000～ 165,000	7,840	7,200	15,040	1,120	1,120	2,240	8,960	8,320	17,280
14	170,000	5,670	165,000～ 175,000	8,330	7,650	15,980	1,190	1,190	2,380	9,520	8,840	18,360
15	180,000	6,000	175,000～ 185,000	8,820	8,100	16,920	1,260	1,260	2,520	10,080	9,360	19,440
16	190,000	6,330	185,000～ 195,000	9,310	8,550	17,860	1,330	1,330	2,660	10,640	9,880	20,520
17	200,000	6,670	195,000～ 210,000	9,800	9,000	18,800	1,400	1,400	2,800	11,200	10,400	21,600
18	220,000	7,330	210,000～ 230,000	10,780	9,900	20,680	1,540	1,540	3,080	12,320	11,440	23,760
19	240,000	8,000	230,000～ 250,000	11,760	10,800	22,560	1,680	1,680	3,360	13,440	12,480	25,920
20	260,000	8,670	250,000～ 270,000	12,740	11,700	24,440	1,820	1,820	3,640	14,560	13,520	28,080
21	280,000	9,330	270,000～ 290,000	13,720	12,600	26,320	1,960	1,960	3,920	15,680	14,560	30,240
22	300,000	10,000	290,000～ 310,000	14,700	13,500	28,200	2,100	2,100	4,200	16,800	15,600	32,400
23	320,000	10,670	310,000～ 330,000	15,680	14,400	30,080	2,240	2,240	4,480	17,920	16,640	34,560
24	340,000	11,330	330,000～ 350,000	16,660	15,300	31,960	2,380	2,380	4,760	19,040	17,680	36,720
25	360,000	12,000	350,000～ 370,000	17,640	16,200	33,840	2,520	2,520	5,040	20,160	18,720	38,880
26	380,000	12,670	370,000～ 395,000	18,620	17,100	35,720	2,660	2,660	5,320	21,280	19,760	41,040
27	410,000	13,670	395,000～ 425,000	20,090	18,450	38,540	2,870	2,870	5,740	22,960	21,320	44,280
28	440,000	14,670	425,000～ 455,000	21,560	19,800	41,360	3,080	3,080	6,160	24,640	22,880	47,520
29	470,000	15,670	455,000～ 485,000	23,030	21,150	44,180	3,290	3,290	6,580	26,320	24,440	50,760
30	500,000	16,670	485,000～ 515,000	24,500	22,500	47,000	3,500	3,500	7,000	28,000	26,000	54,000
31	530,000	17,670	515,000～ 545,000	25,970	23,850	49,820	3,710	3,710	7,420	29,680	27,560	57,240
32	560,000	18,670	545,000～ 575,000	27,440	25,200	52,640	3,920	3,920	7,840	31,360	29,120	60,480
33	590,000	19,670	575,000～ 605,000	28,910	26,550	55,460	4,130	4,130	8,260	33,040	30,680	63,720
34	620,000	20,670	605,000～ 635,000	30,380	27,900	58,280	4,340	4,340	8,680	34,720	32,240	66,960
35	650,000	21,670	635,000～ 665,000	31,850	29,250	61,100	4,550	4,550	9,100	36,400	33,800	70,200
36	680,000	22,670	665,000～ 695,000	33,320	30,600	63,920	4,760	4,760	9,520	38,080	35,360	73,440
37	710,000	23,670	695,000～ 730,000	34,790	31,950	66,740	4,970	4,970	9,940	39,760	36,920	76,680
38	750,000	25,000	730,000～ 770,000	36,750	33,750	70,500	5,250	5,250	10,500	42,000	39,000	81,000
39	790,000	26,330	770,000～ 810,000	38,710	35,550	74,260	5,530	5,530	11,060	44,240	41,080	85,320
40	830,000	27,670	810,000～ 855,000	40,670	37,350	78,020	5,810	5,810	11,620	46,480	43,160	89,640
41	880,000	29,330	855,000～ 905,000	43,120	39,600	82,720	6,160	6,160	12,320	49,280	45,760	95,040
42	930,000	31,000	905,000～ 955,000	45,570	41,850	87,420	6,510	6,510	13,020	52,080	48,360	100,440
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	48,020	44,100	92,120	6,860	6,860	13,720	54,880	50,960	105,840
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	50,470	46,350	96,820	7,210	7,210	14,420	57,680	53,560	111,240
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	53,410	49,050	102,460	7,630	7,630	15,260	61,040	56,680	117,720
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	56,350	51,750	108,100	8,050	8,050	16,100	64,400	59,800	124,200
47	1,210,000	40,330	1,175,000～	59,290	54,450	113,740	8,470	8,470	16,940	67,760	62,920	130,680

(注)一般保険料には、調整保険料(1.19/1000)を含む。